

## 第4項 人権に配慮した保健医療

### 1. 現状と課題

- HIV/エイズについては、県民の十分な理解がなければ差別や偏見につながるおそれがあります。
- ハンセン病については、パネル展や菊池恵楓園での学習事業などを通じ、病気に対する正しい理解と偏見や差別の解消を目指した普及啓発を図っており、感染しにくい病気であるという理解は広がってきましたが、ハンセン病に関する偏見や差別意識の解消にはいまだ至っていません。
- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、保健医療の分野においても、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることや、合理的な配慮が受けられないという事例が見受けられます。精神障がいについては、地域で自分らしい暮らしをしていく中で周囲の理解が不足している状況も見られます。また、難病については、病気に対する無理解や偏見により、就学や就労に際し、周囲の理解を得られにくい状況にあります。

### 2. 目指す姿

- HIV/エイズやハンセン病などの感染症や障がいに対して、県民が十分に理解し、偏見や差別のない、安心して保健医療を受けることができる社会を目指します。

### 3. 施策の方向性

- HIV/エイズに対する正しい知識の普及啓発
  - ・ HIV/エイズに関する偏見や差別の解消を図るため、出前講座や相談体制の充実により、正しい知識の普及・啓発を行います。
- ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発
  - ・ ハンセン病に関する偏見や差別の解消を図るため、研修会や菊池恵楓園での学習事業などにより、正しい知識の普及・啓発を行います。
- 障がいに対する正しい知識の普及啓発
  - ・ 障がいに関する偏見や差別の解消を図るため、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨や内容について周知・啓発を行います。特に、精神障がいや難病については、正しい知識や必要な配慮等について普及・啓発を行います。
  - ・ 難病患者の就労を支援するため、難病患者の雇用・継続就労に取り組む県内の事業所・団体の取組事例の県ホームページでの紹介や、熊本県難病相談・支援センターによる難病患者の就職支援など患者支援を行います。

#### 4. 評価指標

	指標名	現状	目標	指標の説明・目標設定の考え方
①	ハンセン病に対する偏見や差別を持たないと考える県民割合	56.2% (H29.3)	70%以上 (H36.3)	県民アンケートにおいて、「ハンセン病に対して差別意識がない」と答えた県民の割合は 50%台にとどまっている。さらに差別意識の解消が進んだ状態を目標値として設定。
②	「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を知っている県民の割合	39.5% (H29.3)	50%以上 (H36.3)	県民アンケートにおいて、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を知っている」と答えた県民の割合は 39.5%にとどまっている。さらに障がい者差別の解消に向けた周知啓発が進んだ状態を目標値として設定。